

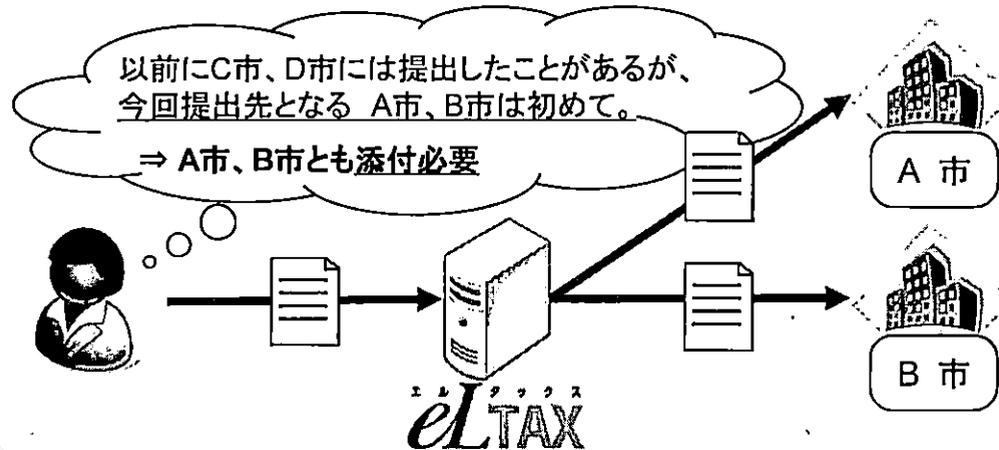
- 地方税電子化協議会は、個人事業主からeLTAXを通じて、「給与支払報告書、退職所得の納入申告に係る申告書、償却資産課税に係る申告書、事業所税に係る申告書(以下、申告書等)」を受け付ける際、個人番号関係事務実施者として、「番号確認書類」又は「過去に提供を受けたファイル」により、番号確認を行います。
- 番号確認書類の添付が必要となるケースについては、以下のとおりとなります。

(1) 事業の新規開始など、初めて申告書等を提出する場合

(2) 申告書等の提出先団体に、提出実績のある団体が1団体も含まれない場合

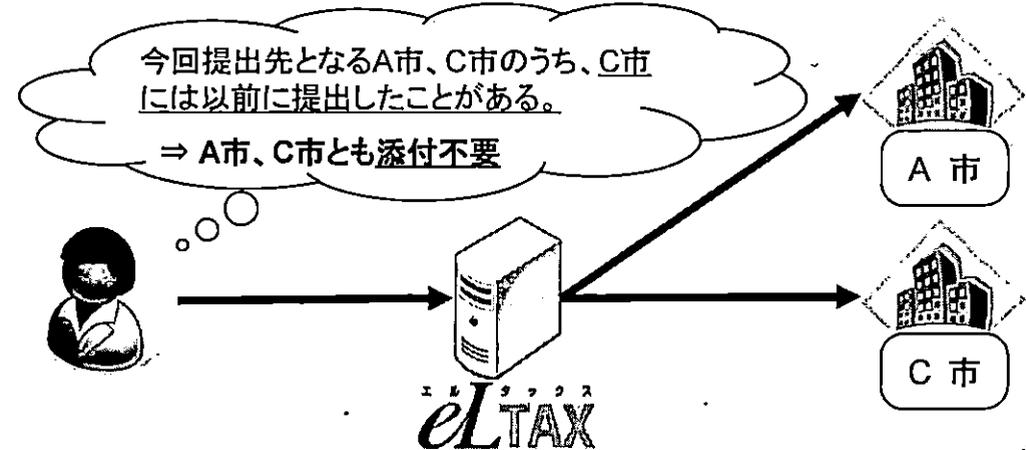
◇ (2)イメージ(添付必要)

[提出実績のある団体が含まれない場合]



◇ 参考(添付不要)

[提出実績のある団体が含まれる場合]



31年以降提出される申告書等については、以下の検討を行います。

- (2)に該当していても、eLTAXを通じた提出実績がある者は、添付不要となる。
- (1)(2)に該当していても、本人がマイナンバーカードにより申告書等に署名する場合には、添付不要となる。

注) 申告書等の提出実績は、申告書の種類を問わず、また、マイナンバー制度施行後(28年1月以降)の申告書等の提出に基づく。(例えば、既に償却資産課税に係る申告書を提出しており、その後、事業所税に係る申告書を提出する場合、番号確認書類の添付は不要。)

特定個人情報保護評価書(全項目評価書)

評価書番号	評価書名
1	地方税関係受付事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

一般社団法人地方税電子化協議会は、地方公共団体への地方税の申告等の受付を行うためのシステムを開発・運用しており、特定個人情報を保管することとなることから、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼすことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	<p>・地方税の申告、申請などの受付、手続きは、それぞれの地方公共団体で行う必要があったが、地方公共団体が共同で一つのシステムを運営することにより、一つの共同システムからそれぞれの地方公共団体に手続きできるようになった。そのシステムを運営するための組織が一般社団法人地方税電子化協議会であり、共同システムを「地方税ポータルシステム<eLTAX(エルタックス)>」という。</p> <p>なお、一般社団法人地方税電子化協議会は、全国の地方公共団体(全1788団体)が加盟し、組織している。(開発・運用費は、全1788団体が負担している。)</p> <p>・地方税ポータルシステム(eLTAX)は、納税者(税理士等)・政府機関等・地方公共団体間が地方税事務に関する情報連携を行うためのシステムである。地方税ポータルシステム(eLTAX)は関係者間の情報交換を行う機能を有し、必要な範囲で特定個人情報(個人番号を含む個人情報)を記録することとしている。</p> <p>・地方税ポータルシステム(eLTAX)が納税者(税理士等)から地方税申告等の受付(收受)を行う際は、改ざん検知及びなりすまし防止のため、電子署名を用いているほか、安全を確保し、盗聴等を防ぐために暗号化通信を行っている。また、地方公共団体へ回付(伝送)する際は、総合行政ネットワーク(LGWAN)を使用しており、安全性を確保している。</p> <p>・運用にあたっては、一部の業務を外部業者に委託しているが、作業内容に関する報告を求め、併せて秘密保持に関しても契約内容に含めることで万全を期している。</p> <p>・一般社団法人地方税電子化協議会は、番号法等に基づく特定個人情報保護評価の実施は義務付けられていないが、番号制度の重要性を考慮し、任意で自己評価を行う。</p> <p>※ 平成31年10月1日から稼働する地方税共通納税システムにおいては、特定個人情報の取扱いはない。</p>
------	---

評価実施機関名

一般社団法人地方税電子化協議会 ※ 平成31年4月1日以降は地方税共同機構

個人情報保護委員会 承認日【行政機関等のみ】

公表日

平成31年3月22日

[平成30年5月 様式4]

項目一覧

I 基本情報
(別添1) 事務の内容
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添2) 地方税電子申告等特定個人情報ファイルの記録項目
III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策
IV その他のリスク対策
V 開示請求、問合せ
VI 評価実施手続
(別添3) 変更箇所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	地方税関係受付事務
②事務の内容 ※	<p>・地方税の申告、申請などの受付、手続きは、それぞれの地方公共団体で行う必要があったが、地方公共団体が共同で一つのシステムを運営することにより、一つの共同システムからそれぞれの地方公共団体に手続きできるようになった。そのシステムを運営するための組織が一般社団法人地方税電子化協議会であり、共同システムを「地方税ポータルシステム<eLTAX(エルタックス)>」という。</p> <p>・納税者等から地方税ポータルシステム(eLTAX)へ送信された申告等データは、地方税ポータルシステム(eLTAX)上に保管され、地方公共団体へ配信する。 特定個人情報ファイルを扱う地方税ポータルシステム(eLTAX)は2種類ある。</p> <p>①電子申告等システム…納税者(税理士等)が地方公共団体へ地方税の申告、申請(個人住民税・固定資産税等)を電子的に行うためのシステム。納税者からインターネットを通じて地方税ポータルシステム(eLTAX)上に申告等データが送信され、地方税ポータルシステム(eLTAX)から総合行政ネットワーク(LGWAN)を通じて地方公共団体へ配信する。(地方公共団体から納税者へのデータの流れ(特別徴収税額通知)は、逆のとおり) また、地方公共団体間において、地方税ポータルシステム(eLTAX)から総合行政ネットワーク(LGWAN)を通じて電子的に地方税情報の送受信を行う。</p> <p>②年金特徴システム…各年金保険者(特別徴収義務者)と地方公共団体間で、住民税の特別徴収を行うために必要な事務手続きを電子的に行うシステム。年金保険者からDVDを通じて地方税ポータルシステム(eLTAX)上に公的年金等支払報告書等データを格納し、地方税ポータルシステム(eLTAX)から総合行政ネットワーク(LGWAN)を通じて地方公共団体へ配信する。(地方公共団体から年金保険者へのデータの流れは、逆のとおり)</p>
③対象人数	<p>[30万人以上]</p> <p><選択版> 1) 1,000人未満 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上</p>

2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム

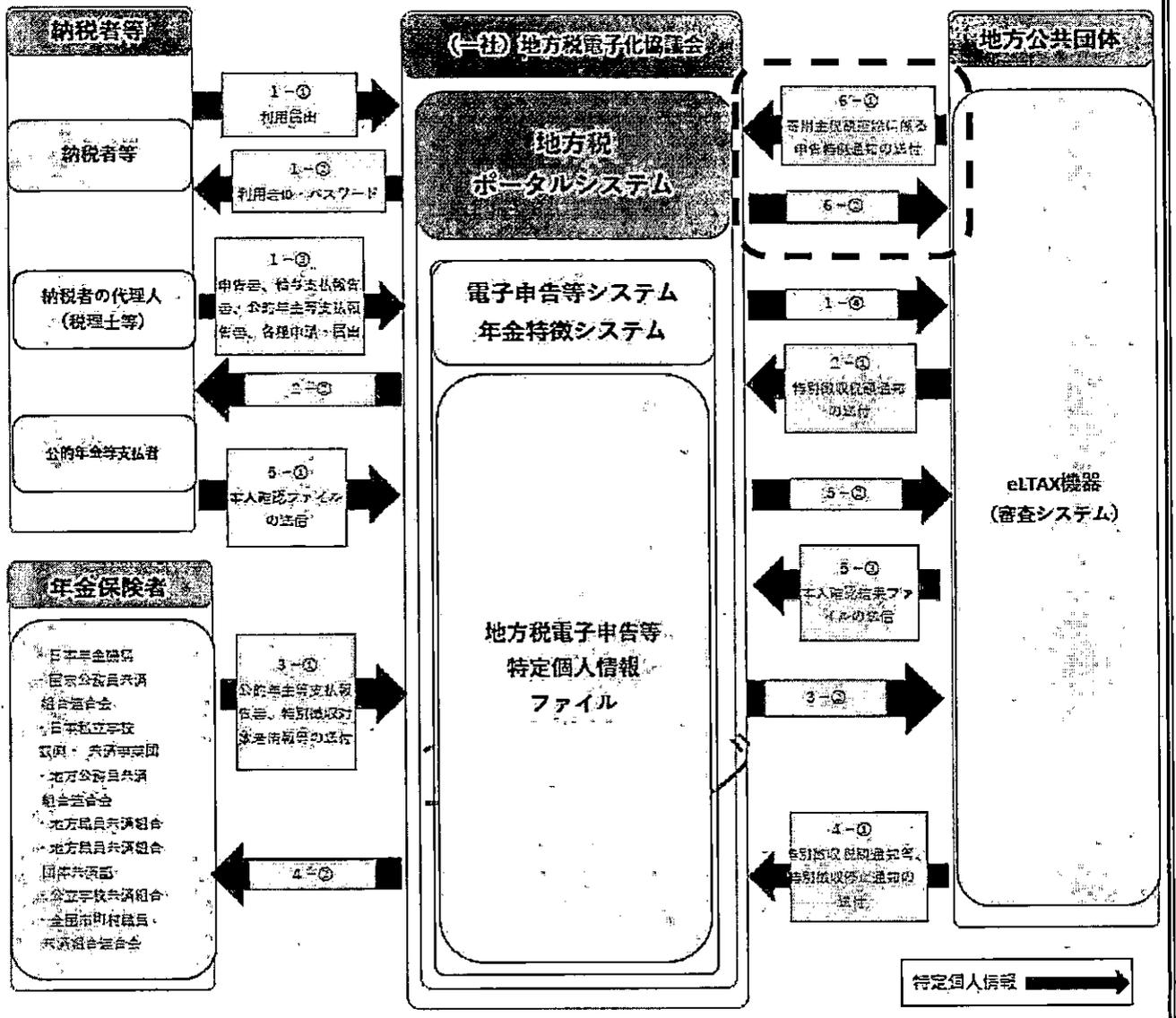
システム1

①システムの名称	電子申告等システム
②システムの機能	<p>・このシステムでは、固定資産税(償却資産)、事業所税の申告、給与支払報告書等の提出、各種申請・届出について、書面に代えてインターネットを通じて手続きが行えるものである。</p> <p>・地方公共団体間において、寄附金税額控除に係る申告特例通知書(ふるさと納税ワンストップ特例通知書)の送受信を行う。</p> <p>・電子申告等システムで受付した電子データは、総合行政ネットワーク(LGWAN)を通じ、各地方公共団体へ配信する。</p> <p>・電子申告等システムには、 ①個人住民税:給与・公的年金等の支払をする特別徴収義務者から、インターネットを通じて給与支払報告書、公的年金等支払報告書等を受領し、総合行政ネットワーク(LGWAN)を通じて各地方公共団体へ配信する。また、各地方公共団体が作成する給与所得に係る特別徴収税額通知書を、総合行政ネットワーク(LGWAN)を通じて各地方公共団体から受領し、特別徴収義務者に送付する。</p> <p>②固定資産税(償却資産):償却資産の所有者から、インターネットを通じて償却資産申告書等を受領し、総合行政ネットワーク(LGWAN)を通じて各地方公共団体へ配信する。</p> <p>③事業所税:事業所税の納税義務者から、インターネットを通じて事業所税の申告書等を受領し、総合行政ネットワーク(LGWAN)を通じて各地方公共団体へ配信する。</p> <p>④地方公共団体間において、地方税ポータルシステム(eLTAX)から総合行政ネットワーク(LGWAN)を通じて、寄附金税額控除に係る申告特例通知書(ふるさと納税ワンストップ特例通知書)の送受信を行う。</p> <p>等の機能がある。</p> <p>・本人確認対応のため以下の機能を有する。 個人事業主の納税義務者等から、インターネットを通じて申請・申告書等に添付された本人確認ファイルを受領し、総合行政ネットワーク(LGWAN)を通じて各地方公共団体へ送信する。地方公共団体は、本人確認結果ファイルを作成し、地方税ポータルシステム(eLTAX)に送信する。また、地方税ポータルシステム(eLTAX)は本人確認結果ファイルを蓄積・保管する。</p>

③他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> 税務システム <input type="checkbox"/> その他（年金特徴システム、各地方公共団体のeLTAX機器(審査システム)）
システム2	
①システムの名称	年金特徴システム
②システムの機能	<p>・このシステムでは、個人住民税の公的年金からの引き落とし(特別徴収)を行うために必要な手続きを、書面に代えて電子的に行うものである。</p> <p>・年金保険者(特別徴収義務者)からDVDで受け取ったデータは、総合行政ネットワーク(LGWAN)を通じて、各地方公共団体へ配信する。</p> <p>・年金特徴システムには、</p> <p>①配信業務:年金保険者(特別徴収義務者)から年金給付の支払を受けている者の情報をDVDで受領し、総合行政ネットワーク(LGWAN)で各地方公共団体へ配信する。</p> <p>②集信業務:各地方公共団体が作成した年金所得に掛かる特別徴収税額の情報を総合行政ネットワーク(LGWAN)で受領し、DVDで年金保険者(特別徴収義務者)へ提出する。</p>
③他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> 税務システム <input type="checkbox"/> その他（電子申告等システム、各地方公共団体のeLTAX機器(審査システム)）

3. 特定個人情報ファイル名	
地方税電子申告等特定個人情報ファイル	
4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由	
①事務実施上の必要性	地方公共団体の事務において、番号法及び地方税法等の法令に基づき個人番号を記載した申告書等を受け付ける事務を行う必要があり、その関係上、一般社団法人地方税電子化協議会は番号法第9条第3項により、特定個人情報関係事務実施者として、個人番号に係る本人確認を行う必要がある。
②実現が期待されるメリット	<p>・納税者のメリット 地方税に関する申告は各地方公共団体へそれぞれ手続きをする必要があったが、地方公共団体が一つのシステムを構築し共同利用することで、納税者は電子データを一つのシステムに送信することにより複数の地方公共団体へ申告が可能となる。</p> <p>・地方公共団体のメリット 書面による手続きをシステム上で行うことにより、入力等のコストや時間短縮など、事務の効率化が図れる。さらに、各地方公共団体においては、地方税関係の受付を行うシステムを共同開発することで、コストが低くなる(費用を全地方公共団体で按分するため)。</p>
5. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	— (一般社団法人地方税電子化協議会は、番号法等に基づく特定個人情報保護評価の実施は義務付けられていないが、番号制度の重要性を考慮し、任意で自己評価を行う。)
6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	[実施しない] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	—
7. 評価実施機関における担当部署	
①部署	システム部
②所長長の役職名	システム部長
8. 他の評価実施機関	
—	

(別添1) 事務の内容



(備考)

【電子申告等システム、年金特徴システムの概要】

電子申告等システムは、申告書、給与支払報告書等の提出、各種申請・届出について、電子データで手続きを行うことができるシステムである。

年金特徴システムは、個人住民税の公的年金からの引き落とし(特別徴収)を行うために必要な手続きを、書面に代えて電子データで手続きを行うことができるシステムである。

【電子申告等システム、年金特徴システムの事務の流れ】

○電子申告等システム

1. 納税者等から地方公共団体への申告データ、給与支払報告書データ、公的年金等支払報告書データ、各種申請・届出データの流れ

- 1-① 納税者等は、利用届出を地方税ポータルシステム(eLTAX)に提出する。
- 1-② 地方税ポータルシステム(eLTAX)は、利用者ID/パスワードを納税者等に提供する。
※1-①、1-②は、初めてeLTAXを利用する際に必要
- 1-③ 納税者等は、作成した申告等データを地方税ポータルシステム(eLTAX)に送信する。
- 1-④ 地方税ポータルシステム(eLTAX)は、申告等データを地方公共団体へ配信する。

2. 地方公共団体から納税者等(公的年金等支払者を除く)への特別徴収税額通知データの流れ

- 2-① 地方公共団体は、特別徴収税額通知データを作成し、地方税ポータルシステム(eLTAX)へ送信する。
- 2-② 特別徴収義務者は、地方税ポータルシステム(eLTAX)に格納されている特別徴収税額通知データを取得する。また、一般社団法人地方税電子化協議会は特別徴収税額通知データの取得に必要なパスワードを、特別徴収義務者から報告のあったメールアドレス宛に送信する。

5. 納税者等、地方公共団体から地方税ポータルシステム(eLTAX)への本人確認ファイル、本人確認結果ファイルの流れ

- 5-① 個人事業主の納税者等は、申請・申告書等に本人確認ファイルを添付し、地方税ポータルシステム(eLTAX)に送信する。
- 5-② 地方税ポータルシステム(eLTAX)は、申請・申告書等に添付された本人確認ファイルを、地方公共団体へ送信する。
- 5-③ 地方公共団体は、本人確認結果ファイルを作成し、地方税ポータルシステム(eLTAX)に送信する。

6. 地方公共団体間の地方税ポータルシステム(eLTAX)を経由した寄附金税額控除に係る申告特例通知データの流れ

- 6-① 寄附金(いわゆるふるさと納税)を受領した地方公共団体は、寄附者から収集した個人情報に基づき、寄附者の課税地市区町村を特定し、寄附金税額控除に係る申告特例通知データを地方税ポータルシステム(eLTAX)に送信する。
- 6-② 地方税ポータルシステム(eLTAX)は、寄附金税額控除に係る申告特例通知データを寄附者の課税地市区町村へ送信する。

○年金特徴システム

3. 年金保険者から地方公共団体への公的年金等支払報告書データ、特別徴収対象者情報の通知データ、特別徴収税額通知の処理結果通知データ、特別徴収結果通知データ、特別徴収停止通知の処理結果通知データの流れ

- 3-① 年金保険者が公的年金等支払報告書等データを暗号化して記録したDVDを作成し、施錠した容器に収納の上、職員による持参又は運送事業者による配送により一般社団法人地方税電子化協議会に提出する。一般社団法人地方税電子化協議会(委託事業者)は、受領したDVD内の公的年金等支払報告書等データを地方税ポータルシステム(eLTAX)に格納する。
- 3-② 地方税ポータルシステム(eLTAX)は、公的年金等支払報告書等データを地方公共団体へ配信する。

4. 地方公共団体から年金保険者への特別徴収税額通知等データ、特別徴収停止通知データの流れ

- 4-① 地方公共団体は、特別徴収税額通知等データを作成し、地方税ポータルシステム(eLTAX)に送信する。
- 4-② 一般社団法人地方税電子化協議会(委託事業者)は、地方税ポータルシステム(eLTAX)に格納された特別徴収税額通知等データを暗号化してDVDに記録し、施錠した容器に収納の上、セキュリティ便(運送事業者が実施しているサービスであり、位置情報が確認できる運送方法)で年金保険者に提出する。

NTT東日本



東日本電信電話株式会社

News Release

2019年5月28日

東日本電信電話株式会社

千葉事業部

千葉市とのAI-OCR/RPA活用実証実験結果について

～税業務において高い読取精度と時間削減効果を実現！～

東日本電信電話株式会社千葉事業部（事業部長：池田 敬 以下、「NTT東日本」）は、千葉市の税業務をフィールドとし、AI-OCR※1による実帳票の読取精度及び、AI-OCR/RPA※2による業務効率化の効果を検証しました。

千葉市では、少子高齢化、市民の価値観・ライフスタイルの多様化など社会環境が変化する中、ITや限られた人的・経済的資源を有効に活用することにより、市民サービスの維持・向上、行政運営の効率化を推進しています。NTT東日本は『DX Suite®』※3のAI-OCR技術と、『WinActor®』※4のRPA技術を組み合わせることで、「紙を使用した業務の効率化」という、自治体に共通して存在する庁内課題解決に貢献できると考え、本実証実験に至りました。

※1 AI-OCR=AI（人工知能）の技術を組み込んだOCR（光学的文字認識）。

※2 RPA=Robotic Process Automation の頭文字。ソフトウェアロボットが業務プロセスを自動で処理する。

※3 「DX Suite®」=大量の紙書類を高精度で仕分け・デジタル化し、業務効率化を支援するAI inside 株式会社が商品化したAI-OCR。

※4 「WinActor®」=NTTアクセスサービスシステム研究所で研究開発された技術をベースに、NTTアドバンステクノロジー株式会社が商品化した純国産RPA。

1.実証実験内容

今回の実証実験では、AI-OCRで帳票をデジタル化しRPAで千葉市税務情報システムへ自動入力することで業務効率化を図るため、千葉市役所課税管理課の個人住民税、法人住民税の業務を対象とし、AI-OCRによる対象帳票の読取精度及びAI-OCR/RPAによる職員の業務時間の削減効果を測定しました。

業務効率化により創出した時間は創造的事業や市民とのコミュニケーションに充てるなど、業務時間の有効活用が期待できます。

〈対象業務〉

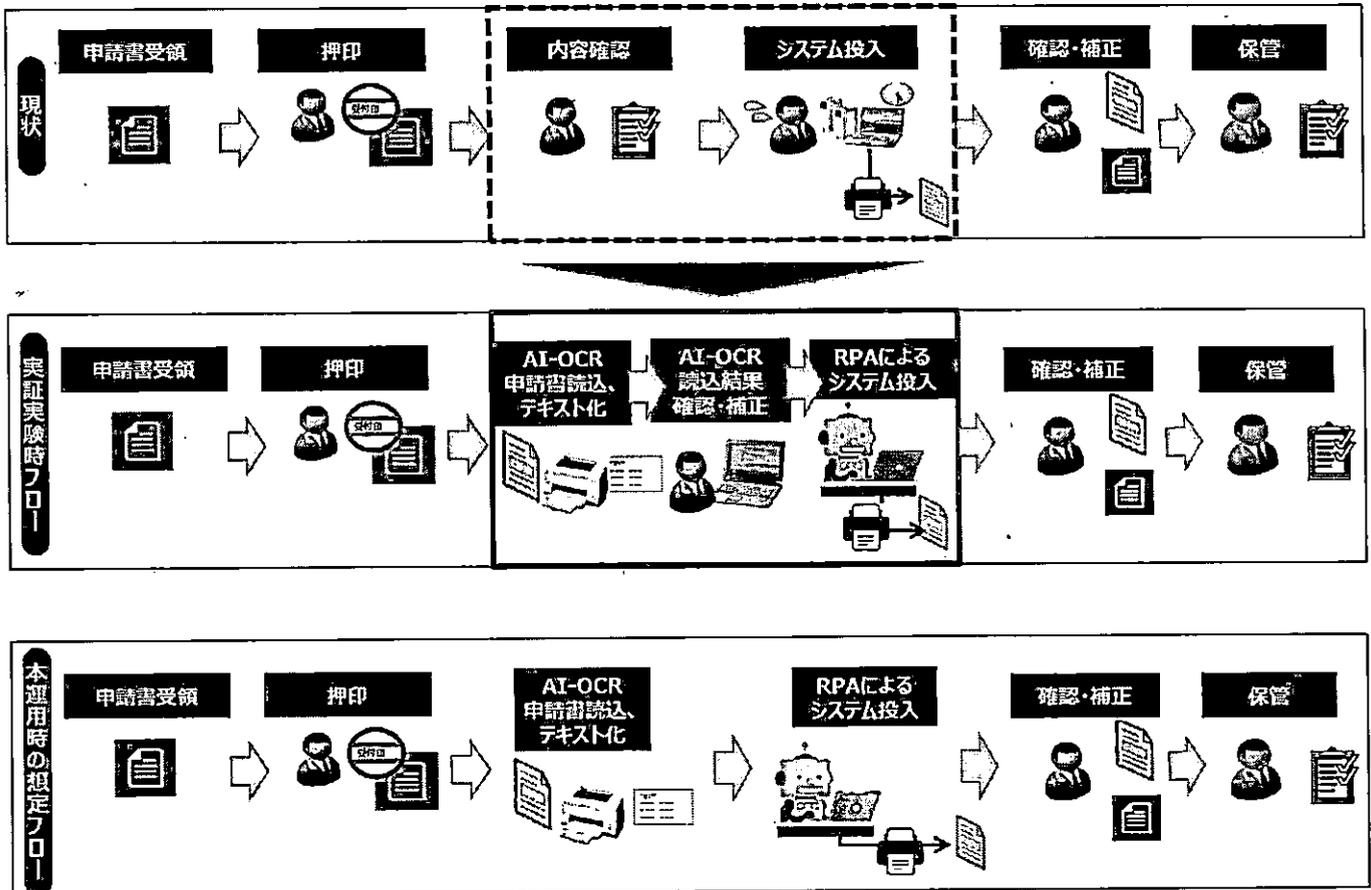
市民や企業から申請された帳票の内容を、職員が税システムへ手入力している業務を選定しました。その中でも、特に年間処理件数が多く、帳票が定型化されている個人住民税、法人住民税の業務を本実証実験の対象にしました。

対象業務	対象帳票	年間処理件数
個人住民税	■ 給与支払報告・特別徴収に係る給与所得者異動届出書（千葉市様式） 従業員が退職・休職・および転勤等の事由が発生した場合に、事業主が従業員の居住している自治体に対し提出する帳票	約 55,000 件※5
法人住民税	■ 確定・中間申告書（千葉市様式および eLTAX での申請書） 法人が、事務所や寮等を設置している自治体に対して事業決算に基づき毎年提出する帳票	約 27,000 件※5

※5 今回実証実験対象とした千葉市様式以外の帳票も含めた対象業務の年間処理件数。

＜対象業務フロー＞

現状業務フロー内の赤枠部分を AI-OCR/RPA に置き換え、実証実験を実施しました。



2. 実証実験結果

＜AI-OCR の測定方法及び読取精度検証＞

(1) 測定方法

読み取りをした総文字数 (①) に対して、職員が補正した文字数 (②) をカウントし、総文字数に対して補正を行わなかった文字数 (① - ②) の割合を読取精度として算出しました。

(2) 測定結果

総文字数に対して『96.26%』と高い読取精度となり、実帳票のデジタル化への有用性を確認できました。なお、業務別では、活字帳票である法人住民税 (eLTAX 申請) は『98.32%』、手書き記入かつ住所等の自由記入欄が多い個人住民税の帳票においても『94.82%』といずれも高い読取精度が確認できました。

＜削減時間検証＞

(1) 測定方法

手入力でのシステム投入時間と、AI-OCR/RPAでのシステム投入時間を計測し、帳票 1 枚あたりの平均時間を年間処理時間に換算しました。

(2) 測定結果

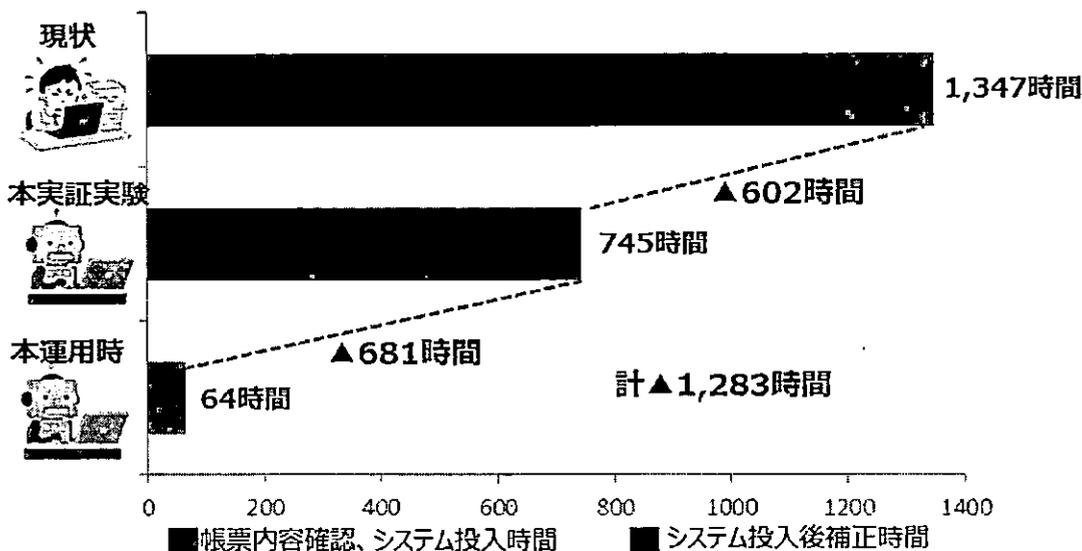
個人住民税では、年間で約 602 時間もの削減効果を得ることができました。従来は複数項目の入力やプルダウンからの選択など、入力作業に時間を要していましたが、AI-OCRの高い読取精度により補正作業時間が抑えられたことが、削減のポイントとなりました。

一方、法人住民税では申請内容の補正が必要となる場合があり、今回の実証実験では補正の判断基準やノウハウを AI-OCR の帳票定義、RPA のシナリオに反映するところまで至らず、削減効果を得ることができませんでした。

なお、本実証実験では全体業務フローの一部に限定的に AI-OCR/RPA を適用しましたが、今後、全体業務フローの見直しと共に適用業務を拡大することで、より多くの削減効果につながると考えています。

3. 想定される効果について

AI-OCR は、手書き/活字共に読取精度が高く、帳票のデジタル化への有用性を確認できました。この結果から、本運用時の想定導入フローでは、AI-OCR 読取結果に対する確認・補正作業は実施せずに、システム投入後の確認作業においてエラーデータの確認やシステム修正を実施することで、帳票のデジタル化からシステム投入までの自動化が可能と考えられます。その場合、個人住民税の業務削減時間は年間で最大約 1,283 時間と想定されます。なお、同時に全体業務フローの見直し、RPA のシナリオ精度向上等の改善が必要です。



また、AI-OCR/RPA は一連の操作が容易なため、新任職員や繁忙期における臨時職員が活用することで、更なる時間削減と自動投入による正確性向上が期待できます。

4. 今後について

本実証実験により、自治体業務への AI-OCR/RPA 導入に向けた効果と課題の洗い出しができ、より効果的な導入検討が可能となりました。今後は本導入に向けて、「対象業務の見極め」「帳票の統一化」「運用保守体制の整備」等を検討しつつ自治体業務における更なる業務改善、効率化の支援を検討してまいります。

特徴① 高い文字読取精度（96%以上を実現）

<事例①> 二行折返し住所の読取り

東京都渋谷区渋谷3-8-12
渋谷第一生命ビルディング4階

読取結果：東京都渋谷区渋谷3-18-12渋谷第一生命ビルディング4階

<事例②> 欄外にはみだした「4」を自動補完

1-3-24

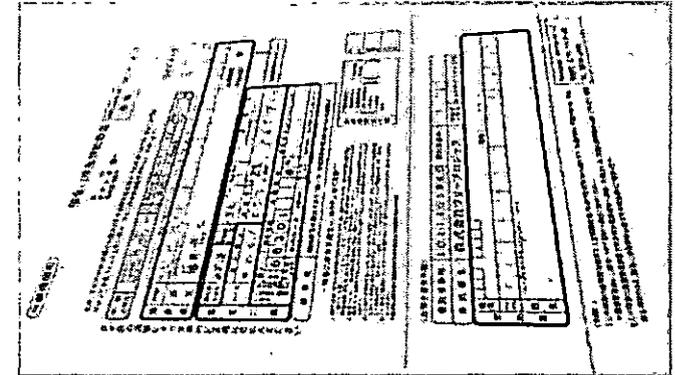
読取結果：1-3-24

<事例③> 訂正箇所（訂正印、黒丸）の読み飛ばし

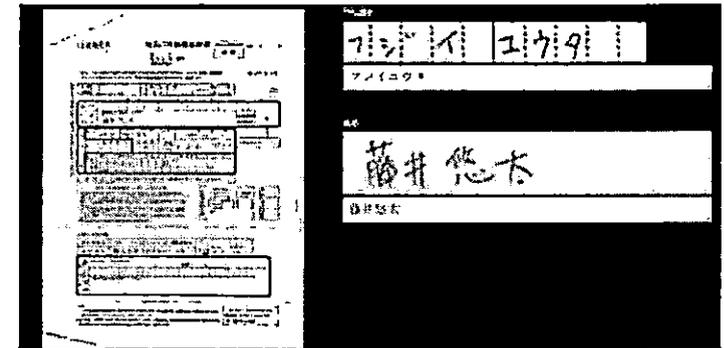
渋谷~~補~~中央 千葉~~県~~浦安市舞浜

読取結果：渋谷中央読取結果：千葉県浦安市舞浜

<事例④> 画像の歪み・傾きを自動補正



自動補正



特徴② 直感的なインターフェース

設定画面 (帳票定義)

金融機関用 預金口座振替依頼書

国 行 銀行 金 庫 部 中

マウス操作 (ドラッグ&ドロップ) だけで読取箇所を設定

氏名 関谷 美樹

口座番号 1663010

支店番号 8842123

01620-6-48287

読取確認画面

氏名

関谷 美樹

関谷美樹

カナ (氏名)

出力前に読取結果を
画面上で確認して、修正

自治体様向けサービス（検討中）

■自治体様向けに、LGWAN-ASP型での「AIよみと〜る」の提供を検討しております。

<検討中のサービス仕様>

- 提供内容： LGWAN-ASP型 「AIよみと〜る」（仮称）
- 提供料金： 現行「AIよみと〜る」 + a （月額10万円程度 + 従量料金を想定）
- 提供時期： 2019年度 第二四半期（予定）
- NW構成イメージ（以下参照）

